加茂市看護職員奨学金 貸与申請書

記入例

		T					1		
\$ V)がな	かも いちろう		男生	男 女 (満18歳)		令和		
氏	名 名	加茂 一郎		II.1 <i>5</i> ./7			6年	4月1日から	
170	74	7,117,20		H17 年	三9月20日生	期間	10年	3月31日まで	
<現住所>							<通学形態>		
〒959−1313							・自宅からの通学を予定		
加茂市幸町2丁目3番5号									
電話番号 0256 (52) 0080							・自宅外からの通学を予定		
携帯電話 080(1111)0080									
進学希望学校 東京系統十分 在学学校							毛进 学如		
	学科名	果	東京看護大学		学科名		看護学部		
家族の単	(本)石	гг. <i>Б</i>	左 松	職業(勤	職業(勤務先)又は		/エ兴 丶 コ	居所	
	続柄	氏 名	年齢	学校	名・学年	午収	(税込)	(該当する方に○)	
	父	加茂太郎	50	加茂銀行		750	万円	自宅・自宅外	
	母	加茂花子	48	加茂市役所		200	万円	自宅的自宅外	
	子	加茂二郎	16	加茂高校				自宅自宅外	
状	子	加茂三子	13	加茂	加茂中学校			自宅的自宅外	
況								自宅・自宅外	
								自宅・自宅外	
-	大学に進学するためには、アルバイトをしなければならない状況ですが、専門的な知識を身につける								
申請	ためにも、授業や課題に集中したいと考えています。アルバイトをする時間的余裕がないため、奨学								
の理	金を申請することにしました。								
由									
【所名	L 得要件確		額の算出	に係る確認	 事項 当てはまる	ものに図			
1 母子世帯又は父子世帯ですか							□はい ☑いいえ		
2 世帯に障害のある人はいますか							□はい ☑いいえ		
3 世帯に長期療養中の人又は療養を必要とする人はいますか						□はい ☑いいえ			
4 主として家計を支えている人が単身赴任等で別居していますか									
5 この1年間に火災・風水害又は盗難などの被害を受けましたか									
以上の記載内容に相違ありません。加茂市の奨学生として採用いただきたく、									
お願いいたします。									
奨学生として採用のうえは、加茂市看護職員奨学金条例および同条例施行規則									
に従い、奨学生としての責務を果たすことを誓います。									
令和6年3月10日									
本 人 加茂 一郎 印									
保護者 加茂 太郎 印									
加茂市長 様									
※木 し保護者の印像は印にしてください									

- ※本人と保護者の印鑑は別にしてください。
- ※【所得要件確認欄】2~5に該当する場合、証明する書類が必要になります。

新年度の奨学金貸付を希望される方は、認定所得金額計算書により、認定所得金額を確認の上、令和6年3月29日(必着)までに、次の書類を提出してください。

4月上旬の加茂市教育委員会において内容を審査の上、採用・不採用の決定結果を郵送で4月中旬頃までに通知します。

提出書類一覧

- (1)看護職員奨学金申請書(様式第1号)
 - ※【所得要件確認欄】2~5に該当する場合、証明する書類
 - 2 障害のある人がいる世帯・・・・・・障害者手帳の写し等
 - 3 長期療養中の人又は療養を必要とする人はいる世帯

療養のため経常的に特別な支出をしている金額に係る直近3か月分の領収書等の写し。ただし、 診療代、治療代、医薬品等に限ります。食費等は対象になりません。

- ※ 長期療養者とは、申込現在6か月以上にわたる期間療養中、又は療養を必要とする人です。
- 4 主として家計を支えている人が単身赴任等で別居している世帯

別居のため特別に支出している金額に係る直近3か月分の領収書等の写し。ただし、71万円を限度とし、住居費、光熱水道費等に限ります。食費等は対象になりません。

- 5 この1年間に火災・風水害又は盗難などの被害を受けた世帯
- ・ 被害を受けたことを証明するもの、その他必要と認められるもの
- ・ 修繕費用の領収書等、未修繕の場合は修繕見積書
- ・ 保険や公的支援を受けた場合は、その金額の分かる書類
- (2) 住民票(奨学金を受ける子と保護者の住民票)
- (3) 戸籍抄本(奨学金を受ける子の抄本)
- (4) 成績証明書 (原則、卒業時のもの)

※進学予定の方で、成績証明書(卒業時)の取得が遅れる場合は、卒業見込みの成績証明書または成績調査票でも構いません。

(5) 保護者の前年分の源泉徴収票または確定申告書の写し

※父及び母、ひとり親家庭の場合は父又は母、前記以外の場合は後見人のもの

※前年の所得の申告をしていない人は、市役所の税務課で所得申告を行ってください。